

鹿児島市業務委託契約最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13を準用する場合を含む。）及び鹿児島市契約規則（昭和60年6月17日規則第25号。以下「規則」という。）第13条の規定により、業務委託契約（工事に附帯する業務委託を除く。）に係る競争入札について、契約内容に適合した履行の確保をするため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（以下「最低価格」という。）をもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする入札方法（以下「最低制限価格制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる業務委託の種類)

第2条 市長は、業務委託契約に係る競争入札を行う場合において、次に定める業務の種類について最低制限価格制度の対象とすることができるものとする。

- (1) 建築物における清掃業務
- (2) 建築物の飲料水貯水槽清掃業務
- (3) 常駐又は巡回による警備業務
- (4) 受付業務
- (5) 一般廃棄物収集運搬業務
- (6) その他市長が必要と認める業務

(最低制限価格の設定)

第3条 前条各号に定める業務の種類について、予定価格の10分の7以上の範囲内で最低制限価格を設けることができるものとする。

- 2 最低制限価格については、予定価格調書の予定価格が記載された欄の下に、「最低制限価格 ¥〇〇」と記載し、さらに、当該最低制限価格に110分の100を乗じて得た金額を「(最低制限価格の110分の100 ¥〇〇)」と記載しておくものとする。

(入札参加者への周知徹底)

第4条 最低制限価格を設けた競争入札の入札参加者に対して、一般競争入札にあつては競争入札参加資格確認通知書に、指名競争入札にあつては指名通知書に記載するとともに、入札執行時においても説明するなど、周知徹底を図るものとする。

(入札執行)

第5条 入札執行者は、入札の結果、最低価格が最低制限価格以上の場合には最低価格入札者を落札者とし、最低価格が最低制限価格未満の場合には、入札者に対して「失格」を宣言し、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価

格をもって申込みをした者を落札者とし、入札を終了するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

付 則 (平成15年3月26日)

この要領は、平成15年3月27日から施行する。

付 則 (平成19年3月8日一部改正)

この要領は、平成19年3月9日から施行する。

付 則 (平成19年8月16日一部改正)

この要領は、平成19年8月17日から施行する。

付 則 (平成26年3月12日一部改正)

この要領は、平成26年3月13日から施行する。ただし、平成26年3月31日以前に行う業務委託等の契約に係る入札執行事務において、当該業務委託等の契約の締結日が平成26年3月31日以前である場合は、なお従前の例による。

付 則 (令和元年9月12日一部改正)

この要領は、令和元年9月13日から施行する。ただし、令和元年9月30日以前に行う業務委託等の契約に係る入札執行事務において、当該業務委託等の契約の締結日が令和元年9月30日以前である場合は、なお従前の例による。

付 則 (令和4年2月21日一部改正)

この要領は、令和4年2月21日から施行する。ただし、令和4年3月31日以前に行う業務委託等の契約に係る入札執行事務において、当該業務委託等の契約の締結日が令和4年3月31日以前である場合は、なお従前の例による。